

介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成 24 年 10 月

最終改定 令和 5 年 9 月

岩手県保健福祉部

1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づき、介護サービス事業者に対して県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき必要な事項を定める。

2 調査の目的

介護サービス利用者のサービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施する。

3 調査の対象

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所のうち、調査対象とする事業所は、毎年度策定する報告・調査・公表に関する計画（以下「県計画」という。）において選定する。また、調査対象事業所は、原則として下記に該当する事業所とする。なお、(1)及び(2)アに関し、外部評価が義務付けられその評価方法が確立されている地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護・小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護）は調査の対象としないものとする。

(1) 概ね 6 年に 1 回の頻度で調査対象となるよう県計画において選定される事業所

(2) (1)に加え、次に該当する事業所

ア 新たに介護サービスの提供を開始する事業所

イ 自ら調査を受けることを希望する事業所

ウ 報告内容について疑義が疑われる事業所又は公表内容について利用者等から通報があった事業所

エ その他、調査が必要と認められる事業所

4 一体的な調査を行う介護サービスの区分

介護サービス事業者が別表に掲げる区分のいずれか一の区分に掲げる 2 以上のサービスを同一の事業所等において一体的に運営するときは、その事業所等の調査は、それら 2 以上のサービスについて一括して行うものとする。この場合、主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスの調査を行ったものとみなすことができるものとする。

介護サービス情報公表制度に係る既存事業所に対する調査実施のサイクル

グループ	サービス	サービス名称	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
1	1	訪問介護	○					
	2	夜間対応型訪問介護						
2	3	訪問入浴介護			○			
	3	介護予防訪問入浴介護						
3	4	訪問看護						○
	4	介護予防訪問看護						
	8	指定療養通所介護						
4	5	訪問リハビリテーション			○			
	5	介護予防訪問リハビリテーション						
5	6	通所介護		○				
	7	認知症対応型通所介護			○			
	7	介護予防認知症対応型通所介護						
	33	地域密着型通所介護			○			
	33	介護予防地域密着型通所介護						
*	指定療養通所介護							
6	9	通所リハビリテーション						○
	9	介護予防通所リハビリテーション						
	*	指定療養通所介護						
7	10	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)					○	
	10	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)						
	11	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))						
	11	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))						
	12	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)						
	*	短期入所生活介護						
*	介護予防短期入所生活介護							
8	13	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)					○	
	13	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)						
	14	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)						
	14	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)						
	15	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)						
	*	短期入所生活介護						
*	介護予防短期入所生活介護							
9	16	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))					○	
	16	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))						
	17	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型))						
	17	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型))						
	18	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))						
	*	短期入所生活介護						
*	介護予防短期入所生活介護							
10	19	福祉用具貸与						○
	19	介護予防福祉用具貸与						
	20	特定福祉用具販売						
	20	介護予防特定福祉用具販売						
11	21	小規模多機能型居宅介護						
	21	介護予防小規模多機能型居宅介護						
12	22	認知症対応型共同生活介護						
	22	介護予防認知症対応型共同生活介護						
13	23	居宅介護支援(胆江、両磐、気仙、金石)				○		
	23	居宅介護支援(盛岡、中部、宮古、久慈、三戸)					○	
14	24	介護老人福祉施設						
	25	短期入所生活介護				○		
	25	介護予防短期入所生活介護						
	26	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
15	27	介護老人保健施設						○
	28	短期入所療養介護(介護老人保健施設)						
	28	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)						
16	29	介護医療院					○	
	30	短期入所療養介護(介護医療院)						
	31	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)						
17	32	介護療養型医療施設(経過措置期限:R6.3.31)					○	
	33	短期入所療養介護(療養病床を有する病院等)						
	34	介護予防短期入所療養介護(療養病床を有する病院等)						
18	35	定期巡回随時対応型訪問介護看護						
	36	介護予防定期巡回随時対応型訪問介護看護						
19	37	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)						